

京都市情報モラル市民インストラクターの活動等に関する要項

(趣旨)

第1条 本要項は、子どもたちの健全育成に向けて、子どもたちが利用するインターネットをはじめとする電子メディアに係る様々な課題の解決に向けた啓発活動等を主体的に行う「京都市情報モラル市民インストラクター」(以下、「インストラクター」という)の活動について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 インストラクターは、次の各号に該当する者とする。

(1) 京都市教育委員会(以下、「教育委員会」という)が実施する「インストラクター養成講座」(以下、「養成講座」という)を修了した者。

(2) 教育委員会生涯学習部長が特に認めた者。

2 インストラクターに対して、教育長より、認定書を交付するものとする。

(活動)

第3条 インストラクターは、次に掲げる各号の活動を行うものとする。

(1) インターネットの危険性・課題の周知と、その解決等に向けた市民向け研修会での講演等の学習・啓発活動

(2) インターネットの危険性や課題に関する調査・研究活動

(3) その他、前各号に規定する以外の、インターネットをはじめとする電子メディアに潜む課題とその解決に向けた市民啓発活動

2 教育委員会は、インストラクターとしての活動に必要な機材、設備等を提供するものとする。

(遵守事項)

第4条 インストラクターは、その活動を行うにあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動により知り得た個人情報等を外部に漏らさないこと。

(2) 活動中に、政治、宗教及び営利活動並びに風評の流布等を行わないこと。

(3) 活動にあたり、公共の福祉に反し、又は、反する恐れのある行為を行わないこと。

(4) 児童生徒への学習支援や市民向け研修会等のインストラクターとして、適切な言動及び服装で活動をすること。

(5) 教育委員会職員との密接な連携をとりながら、活動すること。

2 インストラクターとしての活動を辞退、もしくは休停止する者は、教育委員会生涯学習部長にその旨を申し出るものとする。

(会議及び研修)

第5条 教育委員会は、インストラクターの資質向上及び円滑な活動推進のため、養成講座終了後も、必要に応じて研修会や会議等を実施するものとする。

(謝礼)

第6条 教育委員会は、別表の区分に基づき、謝礼を支払うものとする。

(別表)

| 区分 | 活動内容 | 1回あたりの金額 |
|----|------------------------|-----------------------|
| 1 | 第3条第1号に掲げる活動及びそれに準じるもの | 3,000円 ※但し1回：30分以上 |
| 2 | 第3条第2号に掲げる活動及びそれに準じるもの | 1,000円 ※但し1回：1時間以上 |
| 3 | 第3条第3号に掲げる活動及びそれに準じるもの | 500円 ※但し1回：1時間以上 |

※手取り金額が別表の金額となるように所得税を源泉徴収するものとする。

(保険加入)

第7条 教育委員会は、インストラクターの活動に際し、「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

(雑則)

第8条 本要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会生涯学習部学校地域協働推進課長が別に定めるものとする。

附則

本要項は、平成20年9月1日から施行する。

平成20年10月1日から一部改正施行。

平成23年4月1日から一部改正施行。

平成27年4月1日から一部改正施行。

平成29年4月1日から一部改正施行。

令和元年5月7日から一部改正施行。